

## 随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

工事名：一級河川 木津川 三軒家水門 自家発電設備改修工事

西大阪治水事務所の所管する三軒家水門は、台風等の高潮時および津波発生時に、河川への逆流を防止するために、重要な役目を果たす施設である。非常時に安全で確実な運転を行うためには、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本業務は、三軒家水門に設置されている自家発電設備の改修工事であり、工場整備・据付・調整等を実施するものである。当該設備は、平成11年の設置から令和元年現在で20年経過し、老朽化がすすんでおり、予防保全の観点から早急な信頼性確保に向けた改修が必要である。

三軒家水門の当該機械・電気設備の設計・製作においては、製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用されており、これらの詳細な技術情報は製作者の技術財産であり一切公開されていない。

従って、本業務を実施するためには、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想、システム操作についてのノウハウを熟知している等、特別な能力が必要である。

よって、当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社明電舎から保守点検・維持管理・修繕等メンテナンス部門を受け継いだ株式会社明電エンジニアリング大阪営業所以外にその能力を有するものがない。

以上のことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積りを省略の上、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。